

5 申請は

○対象勤労婦人が3カ月以上育児休業した場合、当該育児休業を終了して復職した日以後1カ月を経過した日から3カ月以内に、婦人少年室へおこなってください。

○申請書は婦人少年室にそなえつけてあります。



◆詳細については、下記へお問合せください。

横浜市中区日本大通34番地
神奈川婦人少年室
電話 (641) 7650 番

育児休業奨励金について

○育児休業制度を利用できる勤労婦人の範囲が著しく限定されていない場合には、育児休業奨励金も受けられることがありますので、婦人少年室へお問合せ下さい。

奨励金は

次のような育児休業を新たに実施した事業主に対して支給します。

- ① 労働協約又は就業規則に定められていること。
- ② 休業期間が少くとも子供が1才になるまで利用できること。
- ③ 利用できる者が勤労婦人の一部に限られていないこと。

支給額は

1企業あたり10万3千円です。 中小企業 160,000円
大企業 120,000円

申請は

育児休業によって勤労婦人が3カ月間休業した日から3カ月以内に婦人少年室へおこなってください。

申請書は婦人少年室にそなえつけてあります。

事業主のみなさんへ

特定職種育児休業 利用助成給付金

のごあんない



労働省婦人少年局

1978年
リーフレットNo.149

1 育児休業とは

○乳幼児をもつ勤労婦人が申出た場合、職場での身分や地位を失わなくて、一定期間休業して育児に専念した後、再び復職することができるようにするもので、企業にとっても勤労婦人にとってもメリットの大きい制度です。

○そのため「勤労婦人福祉法」では育児休業の実施を事業主に要請しており、年々普及してきていますが、昭和51年4月からは「育児休業法」により、国公立の義務教育諸学校、医療施設、社会福祉施設等の女子の教員、看護婦、保母等について育児休業制度が設けられました。

また、民間においてもこれら施設を運営する者は、これに準じた措置を講ずるよう努めなければならないことになっています。

勤労婦人福祉法(抄)(昭和47年7月1日施行)

(育児に関する便宜の供与)

第11条 事業主は、その雇用する勤労婦人について、必要に応じ、育児休業(事業主が、乳児又は幼児を有する勤労婦人の申出により、その勤労婦人が育児のため一定期間休業することを認める措置をいう。)の実施、その他の育児に関する便宜の供与を行なうよう努めなければならない。

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(略称：育児休業法)(抄)(昭和51年4月1日施行)

(私立の義務教育諸学校等において講ずべき措置)

第17条 私立の義務教育諸学校等の設置者並びに国及び地方公共団体の運営する医療施設、社会福祉施設等以外の医療施設、社会福祉施設等を運営する者は、この法律に規定する育児休業の制度に準じて、女子の教育職員又は看護婦、保母等について、その子の養育のための休業に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○看護婦等の職種は、国民の健康に非常に重要な仕事であり、また専門的知識を必要としますが、現在、看護婦等の不足が多く、その解決がのぞまれています。育児休業により看護婦等の確保が容易になり、勤労意欲の向上が期待されます。

2 特定職種育児休業利用助成給付金について

○育児休業を新たに導入した医療施設等を運営する事業主に対しては雇用保険の雇用改善事業の一環として実施する特定職種育児休業利用助成給付金が支給されます。

○病院、診療所、助産所又は保健施設を運営し、次のような育児休業を実施した事業主に対して支給します。

- ① 労働協約又は就業規則に定められていること。
- ② 看護婦、准看護婦、助産婦及び保健婦について実施されること。
- ③ 1歳に達するまでの間継続して育児休業することができること。
- ④ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を継続させること。

⑤ 以上のような育児休業を新たに実施し、3ヵ月以上継続して育児休業した対象勤労婦人に対して、育児休業の期間中、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分に相当する額以上の賃金を支払い、かつ、復職後も引き続き1ヵ月以上継続して特定職種の業務に従事させたこと。

3 支給額

○育児休業した対象勤労婦人1人1ヵ月当たり ^{2,930}~~2,720~~ 円です。

4 支給期間

○給付金は、事業主が育児休業制度を設けた日から1年以内に対象勤労婦人が育児休業した場合に、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了した日の属する月までについて支給されます。

○上記の規定にかかわらず、育児休業期間の中途において、生児が1歳に達した場合は生児が1歳に達した日の前日の属する月までについて支給されます。